

朝日村すこやか長寿計画 概要版

(朝日村老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



計画の概要

朝日村すこやか長寿計画(以下、「本計画」)は、高齢者が最期まで住み慣れた地域でいきいきと暮らせる村を目指して、高齢者福祉政策の方針・施策を定める「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、この計画には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく「認知症基本計画」も位置付けています。

本計画の期間は令和6(2024)～令和8(2026)年度の3年間です。

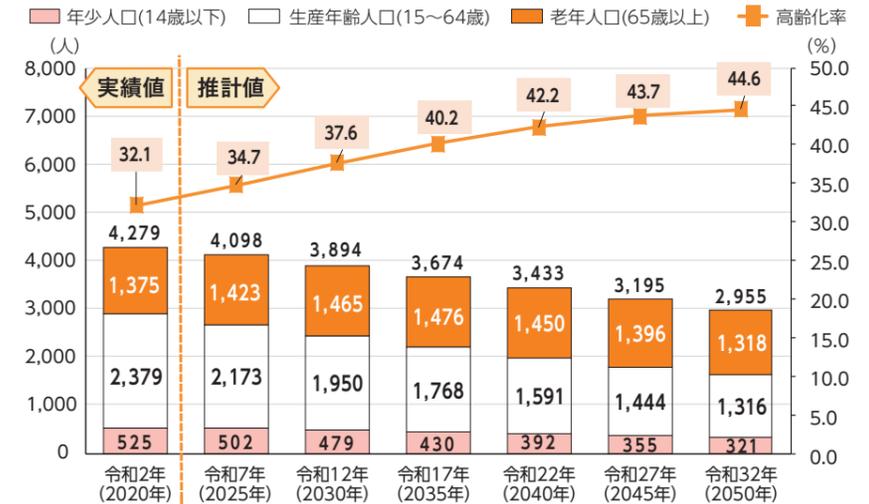


本村の高齢者の状況・特徴

本村の総人口は令和2(2020)年時点で4,279人であり、今後減少が続きますが、高齢者数は令和17(2035)年頃まで増加すると推計されています。

元気な高齢者が「担い手」としてできるだけ長く活躍できる環境づくりや、介護予防への取り組みが重要です。

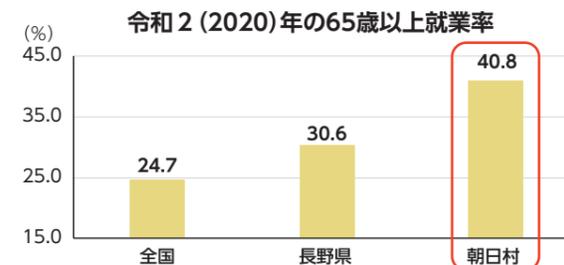
人口の推移と推計



出典:総務省「国勢調査」(令和2年(2020年))、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年(2023年)推計)総人口には年齢不詳が含まれています。

65歳以上就業率が高い

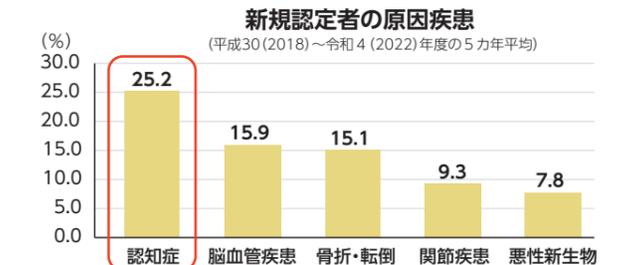
本村の65歳以上の就業率は全国及び県よりも高く、元気に活躍する高齢者が多い村です。



出典:総務省「国勢調査」令和2(2020)年

新規認定者の原因疾患は「認知症」の割合が高い

要介護・要支援の新規認定者の原因疾患としては、「認知症」の割合が最も高くなっています。



出典:朝日村「介護保険計画用 意見書第1 疾患集計」

介護保険料について

基準月額保険料 **7,000円** → **6,600円**に引き下げます。

計画期間内において、必要な介護給付等を推計し、今後の財政状況を勘案した結果、本村の第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険料は、以下のとおりとなりました。

第1号被保険者*の介護保険料は、所得に応じた負担を適切に求めるため、13段階となります。

第9期では、保険料の上昇を抑制するため、基金から約428万円を取り崩し、基準月額保険料を第8期の「7,000円」から「6,600円」に引き下げます。

保険料段階	対象者	基準額×保険料率	月額保険料(円)	年間保険料(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、及び本人年金収入等80万円以下の人	基準額×0.455 (0.285※)	3,000 (1,880※)	36,000 (22,560※)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等80万円以上120万円以下の人	基準額×0.685 (0.485※)	4,520 (3,200※)	54,240 (38,400※)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等120万円以上の人	基準額×0.69 (0.685※)	4,550 (4,520※)	54,600 (54,240※)
第4段階	・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人年金収入等80万円以下の人	基準額×0.9	5,940	71,280
第5段階	・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人年金収入等80万円以上の人	基準額	6,600	79,200
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	7,920	95,040
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	8,580	102,960
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	9,900	118,800
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	11,220	134,640
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	12,540	150,480
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	13,860	166,320
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	15,180	182,160
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	15,840	190,080

※()内の割合・金額については、軽減措置後の数値です。朝日村は、軽減措置後の保険料を適用します。



新規事業のご紹介

令和6年度から新しく始まります。村への申請が必要ですのでご相談ください。

補聴器購入費用助成事業の概要

- ・対象者:村内に住所を有し、在宅で65歳以上の軽度の難聴者(身体障害者手帳の交付に至らない者)
- ・助成額:補聴器購入費用の額
- ・助成上限額:3万円
- ・要件:
 - (1)聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
 - (2)両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満又は片耳の聴力が40dB以上で他耳の聴力レベルが90dB未満。
 - (3)住民税等の滞納がないこと



※令和6年～8年度の計画期間内に新規事業の要件は変更する場合があります。

福祉入浴券の交付の概要

- ・対象者:村内に住所を有し、65歳以上の者
- ・助成額:村内の公衆浴場の入浴料1回当たり400円を助成
- ・助成上限額:年間1人当たり6回まで
- ・※参考:1回400円助成×6回=2,400円
- ・※年間とは、4月から翌年3月までの1年間とする。
- ・要件:
 - (1)住民税等の滞納がないこと
 - (2)入浴の際は施設の決まりを遵守すること



「*」は計画書に用語解説を記載しています。計画書は村のホームページに掲載しています。ご覧ください。

計画書の二次元コードはこちら



発行:令和6年3月
発行・編集:朝日村役場 住民福祉課
住所:〒390-1188
長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555-1
電話:0263-99-4102

高齢者が村の産業を支えており、これからもこの強みを維持していくことが大切です。

認知症は誰でもなりうるものであり、認知症になっても住み慣れた場所で暮らすために、認知症を正しく理解する必要があります。

基本理念

すこやかに自分らしく暮らせる村

年を重ねても、いきいきとすこやかに自分らしく活躍ができ、ともに支え合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けられる村を目指します。



基本理念の実現に向け、3つの基本目標のもと各種施策を推進します。

基本目標 1 健康寿命を延伸する

目指すこと



- 高齢者が、社会参加しやすい環境づくりを進め、高齢になっても生きがいを持ってすこやかに暮らすことのできる地域を目指します。
- 循環器健診・各種がん検診等の受診を促進することで高齢者が自身の健康状態を確認し、疾病の早期発見と生活改善につなげることを重視するとともに、自主的かつ継続的な健康づくりの取り組みを促進し、健康な状態を維持できる期間の延伸を目指します。
- 一人ひとりが介護予防の大切さを理解し取り組むとともに、専門職との連携により早期に適切な支援を行うなど、効果的な介護予防を推進し、重度化の抑制を目指します。

実現に向けて取り組むこと

施策	主な事業 ※新規・拡充事業を中心に掲載しています。
1-1 生きがいづくり・社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】福祉入浴券の交付 ※詳細は裏面に記載 ●高齢者のボランティア活動への参加促進 ●生涯学習の推進 ●シルバー人材センターと連携した職業紹介の支援 ●長寿祝品の贈呈・長寿年金の支給
1-2 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】歯科口腔保健の普及啓発、定期的な歯科健診の推進 ●【拡充】循環器健診・各種がん検診・特定健康診査の受診率の向上と健診結果後の支援 ●あさひ健幸ポイント事業の推進 ●地区組織との連携による健康づくりの推進
1-3 介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡充】介護予防普及啓発事業の強化 ●【拡充】地域リハビリテーション活動支援事業*の強化 ●住民主体の「通いの場」の支援 ●短期集中予防サービスの実施(通所型サービスC*)

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる体制をつくる

目指すこと

- 様々な主体により、生活支援や外出支援が提供され、住み慣れた場所で暮らし続けられる地域を目指します。
- 住み慣れた場所で安心して自分らしく暮らせるよう、地域包括支援センター*が中核となり、関係機関・専門職が連携し、包括的なケアができる体制を目指します。
- 認知症に対する正しい知識や理解を深め、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目指します。
- 医療と介護の連携により在宅療養を支援する体制を整備し、人生の最終段階まで安心して暮らし続けられる地域を目指します。
- 誰もが尊厳や権利が守られ、住み慣れた場所で安心して生活することができる地域を目指します。



実現に向けて取り組むこと

施策	主な事業 ※新規・拡充事業を中心に掲載しています。
2-1 在宅生活の継続に向けたサービスや 支え合いの強化及び家族介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】ヤングケアラー*の周知・支援 ●生活支援体制整備事業の推進 ●生活支援サービスの担い手の確保 ●高齢者の移動支援
2-2 包括的な支援体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡充】保健・医療・福祉の総合相談窓口と複合的な対応力の強化 ●地域ケア会議*の開催 ●地域包括支援センターの体制整備
2-3 認知症の予防と共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】チームオレンジ*の整備 ●【新規】認知症の人の社会参加の支援 ●【拡充】オレンジカフェ*の開催
2-4 医療と介護が一体となった 在宅療養の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護関係者の情報共有の支援 ●医療・介護の連携に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修
2-5 安心・安全な暮らしの確保	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】補聴器購入費用助成事業 ※詳細は裏面に記載 ●【新規】高齢者運転免許証自主返納支援 ●【新規】特殊詐欺*及び消費者被害の未然防止策の強化

基本目標 3 持続可能な介護保険事業の運営

目指すこと

- 介護保険制度の適正な運用を行い、適切かつ安定的な運営を維持します。
- 介護現場の働きやすい環境づくりの支援を行い、介護職員等がやりがいを持って働き続けることができ、要介護者や家族等が安心して介護サービスを受けられる地域を目指します。



実現に向けて取り組むこと

施策	主な事業 ※新規・拡充事業を中心に掲載しています。
3-1 各種事業の点検・適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】保険者機能の強化 ●縦覧点検*・医療情報との突合の実施 ●ケアプラン*の点検
3-2 介護人材の確保・ 介護サービス提供体制への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●【新規】介護サービス事業所のBCP策定*支援 ●【拡充】介護職員の確保・育成・離職の防止 ●介護職員の質の向上